

令和6年度第2回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和7年3月4日（火）午後6時から

会場：文京シビックセンター16階 庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）二瓶紀子 白石英行 藤懸慎一 後藤省二 堀正孝 関根章司

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 武藤充輝

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当 木名瀬諒

総務部総務課情報公開・法務担当 大滝朋子

保健衛生部予防対策課長 小島絵里

保健衛生部予防対策課感染症対策担当主査 鈴木直人

保健衛生部予防対策課感染症対策担当 内藤亮

保健衛生部健康推進課長 田口弘之

保健衛生部健康推進課保健係長 山崎直美

保健衛生部健康推進課保健係 秋山幹雄

保健衛生部保健サービスセンター所長 大塚仁雄

企画政策部情報政策課長 野苺家貴之

企画政策部情報政策課 I T 推進担当主査 梅田裕次

欠席者：（委員）内山忠明 水落圭吾 島川健治

1 開会

○総務課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、令和6年度第2回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

今回からオンラインの開催ではなく、対面の開催に変更させていただきました。

本日はお忙しい中、そしてお足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

2 定足数の確認、委員・事務局の紹介

○総務課長 本日は、内山会長、水落委員、島川委員が欠席でございます。

内山会長の欠席に伴い、審議会条例第5条第3項により、二瓶副会長が職務を代理することとなります。

なお、審議会条例第7条第1項に規定いたします定足数を満たし、有効に成立しております。

ことを、併せてご報告いたします。

また、今回の審議会から企業代表の委員に変更がございましたので、お知らせいたします。

柳瀬委員に代わりまして、藤懸委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤懸委員 お願いします。

○総務課長 本日の議事は2件でございます。

諮問第1号「予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について」、諮問第2号「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における重点項目評価書の第三者評価について」、いずれも特定個人情報保護評価、いわゆるPIAについてご審議をお願いするものでございます。

それでは、議事に入ります前に、事前にお送りいたしました資料のご確認をお願いいたします。

まず、諮問第1号の諮問書の写し及び資料第1-1号から第1-9号までをお送りしてございます。

また、諮問第2号の諮問書の写し及び資料第2-1号から資料第2-2号までをお送りしてございます。

なお、資料について、1点修正がございます。

赤いラベルの諮問第2号の諮問書の写しの表紙の右上の日付をご覧ください。

事前にお送りいたしました資料では、令和7年2月21日となってございましたが、正しくは諮問第1号の諮問書の写しと同じ令和7年2月12日になります。正しい諮問書第2号の表紙につきましては、差し替え資料として席上に配付してございます。大変失礼いたしました。

資料の説明等につきましては、お手元の資料の下隅にある通しページの番号を申し上げます。

それでは、ここからの進行を二瓶副会長にお願いいたします。

3 議事（諮問第1号）

○二瓶副会長 早速、それでは、本日の議題に入らせていただきます。

諮問が2件ということですので、早速ですが、諮問事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、まず、私から、青いラベルの諮問第1号の資料第1-1号に基づきまして、特定個人情報保護評価の概要をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

まず、特定個人情報保護評価についての制度確認となりますが、2ページ上段「特定個人情報保護評価の意義」をご覧ください。

特定個人情報保護評価とは、諸外国のプライバシー影響評価（PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者、または保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講ずることや、さらにその措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分と認められることを自ら宣言するものでございます。

次に、評価の対象でございますが、3ページの上段をご覧ください。

対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務となっております。

なお、特定個人情報ファイルとは、同じ3ページの下段に記載がございますとおり、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、または個人情報データベース等でございます。

なお、3ページの上段でございますように、職員の人事、給与、福利厚生に関する事項等を記録した特定個人情報ファイルや、紙ファイル等の手作業処理用のファイル、対象人数総数が1,000人未満の事務は、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられておりません。

次に、特定個人情報保護評価の実実施手続についてでございます。

資料5ページ、下段をご覧ください。

まず、各評価機関において「しきい値」の判断を行います。

このしきい値とは、対象人数、取扱者数、重大事故の有無の3項目を基に、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標でございます。

このしきい値による判断に応じて、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の三つの評価を行い、個人情報保護委員会への提出を経て、公表を行います。

なお、全項目評価につきましては、パブリックコメント及び第三者点検が義務づけられております。

重点項目評価については、義務づけはございませんが、本区においては、第三者点検を実施することとしてございます。

次に、第三者点検についてでございます。

恐れ入ります。資料8ページの上段をご覧ください。

地方公共団体等が第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会、または個人情報保護審査会による点検が原則となっております。

本区におきましては、本審議会において点検することとさせていただいているところでございます。

なお、点検に当たっては、個人情報保護委員会における重点項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができると示されており、今回の審査に当たって主な確認ポイントを事務局が整理したもの、これが13ページの資料1-2号となります。

ここまでの、特定個人情報保護評価の概要でございます。

では、続きまして、諮問の趣旨でございます。

それぞれの資料の表紙の諮問書をご覧ください。

本区の各評価実施機関において、特定個人情報保護評価の実施及び各年度における見直しを行ってまいりました。

この点について、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に、評価の再実施をするよう努めることとされており、本区においても令和元年8月から各評価実施機関において再実施に取り組んでいるところでございます。

このたび、令和7年4月以降に予防接種記録照会システム及びがん検診システムがガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行することに伴い、当該事務の評価書上に、番号法第28条に規定する「重要な変更」が生じることから、重点項目評価の再実施をすることとなりました。

先ほど申し上げましたとおり、文京区においては、重点項目評価の実施に当たり、第三者による点検を行うこととしておりますため、その適合性及び妥当性について、当審議会で委員の皆様のご意見をお伺いするものでございます。

以上でございます。

○二瓶副会長 ここまでで何かご質問ございますでしょうか。もし何かあれば。

特に無いようですので、諮問事項についての説明をお願いします。

○総務課長 それでは、まず、諮問第1号について、説明のため所管課の職員が同席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、小島予防対策課長でございます。

○予防対策課長 小島でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、担当の鈴木感染症対策担当主査。

○感染症対策担当主査 鈴木です。よろしくお願いします。

○総務課長　そして担当職員の内藤でございます。

○感染症対策担当　内藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長　また、情報システムの所管から野苺家情報政策課長でございます。

○情報政策課長　野苺家です。よろしくお願いいたします。

○総務課長　同じく、担当の梅田主査でございます。

○IT推進担当主査　梅田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長　それでは、まず初めに、青いラベルの資料、諮問第1号の予防接種法による予防接種の実施等に関する事務の重点項目評価書の詳細について、所管課より説明をいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○予防対策課長　それでは、私から、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報保護評価についてご説明いたします。

予防対策課からは、重点項目評価を行うに至った経緯、事務の流れ、特定個人情報の取扱い、リスク対策についてご説明いたします。

まず、重点項目評価を行うに至った経緯ですが、予防接種記録照会システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、令和3年法律第40号に基づき、令和8年3月末までに国が定める標準化基準へ適合したシステムのみ利用することとされています。

また、標準準拠システムについて、地方公共団体情報システム標準化基本方針を受け、ガバメントクラウドの利用が努力義務とされており、予防接種記録照会システムについて、現行システムからガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を予定しております。

ガバメントクラウドへの移行は、特定個人情報を取り扱う環境の変更となり、令和7年4月以降の移行に先立ち、特定個人情報保護評価を行うものでございます。

事務の流れについて、資料に沿ってご説明させていただきます。

資料15ページをご覧ください。

評価書名は予防接種法による予防接種の実施等に関する事務、担当部署は予防対策課でございますので、評価実施機関名は文京区長となっております。

なお、評価書内にセキュリティー上のリスクがある部分がないため、非公開とした部分はございません。

続きまして、資料16ページの1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務をご覧ください。

本事務は、番号法が施行した平成28年1月から個人番号を取り扱っており、乳幼児の各種ワクチン、高齢者肺炎球菌及び新型コロナワクチン等の予防接種事務が個人番号利用事務の対

象となっております。

また、各種予防接種の履歴は、区のシステムである予防接種記録照会システムにて管理しております。

先ほど、重点項目評価を行うに至った経緯でもご説明させていただきましたが、予防接種記録照会システムについては、令和7年4月以降にガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行いたします。

個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠等につきましては、3、個人番号の利用の法令上の根拠、及び、4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページの2、しきい値判断項目をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事務において、令和6年3月31日までは、予防接種法附則第7条第1項により、同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして国指導等の下、市区町村において、接種事務が行われておりました。以下、臨時接種といいます。

法令上の対象者は住民全員となっており、予防接種記録照会システムにおいて接種記録の保管を行っております。

令和6年4月1日の時点の文京区の人口は23万4,956人であることから、対象人数は10万人以上30万人未満となります。

2の取扱者数につきましては、予防対策課感染症対策担当の常勤職員が21人、会計年度任用職員が8人、計29人が特定個人情報を取り扱っておりますので、取扱者数は500人未満となります。

3の重大な事故につきましては、過去一度も発生したことはありません。

しきい値判断結果につきましては、基礎項目及び重点項目評価の実施が義務づけられるとなっております。

続きまして、重点項目評価書の内容についてご説明いたします。

資料25ページ、2の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムをご覧ください。

システムごとの機能を中心にご説明いたします。

まず、予防接種記録照会システムについてですが、システムにおいて予防接種対象者の抽出作業を行い、予診票を発行し、対象者へ送付いたします。

また、接種履歴の照会、接種結果の登録、委託料の計算、国等へ報告する統計資料の作成を

行っております。

次に、26ページをお願いいたします。

システム2、中間サーバープラットフォームについてですが、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存、管理し、中間サーバーと既存システムの団体内宛名統合システム、中間サーバーコネクタとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、連携対象及び取得のための情報等について連携します。

連携によりマイナポータル上で各個人が接種記録を確認ができ、転居した場合でも転出先自治体へ引き継ぐことができます。

システム3の団体内統合宛名システムについてですが、予防接種記録照会システムと連携し、住民を特定する団体内統合宛名番号を付番するとともに、団体内統合宛名番号に係る副本情報等を予防接種記録照会システムから受信し、中間サーバーに送信するシステムです。

システム4のワクチン接種記録システムについては、27ページをご覧ください。

ワクチン接種記録システムは、臨時接種での新型コロナウイルスワクチンの接種記録を一元管理し、自治体間での接種履歴の照会や様々な問合せへの対応等事務の円滑化を図ることを目的として、国において開発されたものでございます。

詳細は資料30ページ、特定個人情報評価の概要の特定個人情報ファイルの取扱いの委託の項目でご説明をさせていただきますが、令和6年9月30日をもちまして、ワクチン接種記録システムは機能停止となり、臨時接種時の接種記録の保管のみ行っております。

続きまして、特定個人情報ファイルについてご説明いたします。

資料28ページをご覧ください。

予防接種に係る記録については、全て予防接種記録ファイルとして管理しております。

対象となる本人の範囲は、予防接種法等に定められる予防接種の対象者であり、臨時接種時の新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は法令上は住民全員にあるため、対象となる本人の数は10万人以上100万人未満となります。

予防接種記録ファイルに記録される項目については、個人番号や基本情報のほか、問診等で収集した健康医療関係情報、費用負担の有無を確認するために生活保護関係情報を保有しております。

具体的なファイル記録項目につきましては、資料33ページに記載しております。

次に、29ページをご覧ください。

3の特定個人情報の入手、使用について更新情報等については本人から、住民記録情報につ

いては戸籍住民課から、前住地での接種結果については他自治体から、区の予診票を使用して予防接種を行った場合の接種記録については、予防接種実施医療機関から入手しております。

④の使用主体でございますが、申し訳ございませんが使用者数の訂正がございまして、50人以上100人未満と記載させていただいておりますが、正しくは10人以上50人未満となりますので、訂正させていただきます。

具体的には、⑤の使用方法に記載のとおり、対象者の接種履歴の管理や転入出者の接種履歴の突合を行うことにより、予防接種の実施から結果管理までの記録を正確に行うものでございます。

資料30ページをご覧ください。

4の特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、特定個人情報は委託内容に含まれる契約は2件ございます。

予防接種記録照会システムの保守、改修業務について、システム開発業者である両備システムズへ委託しております。

また、これまで新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システムの使用に当たり、特定個人情報ファイルの管理について、国がミラボ社へ委託しており、区は、国とミラボ社の契約について同意することで、ワクチン接種記録システムを使用しておりました。

令和6年9月30日をもちまして、ワクチン接種記録システムの機能は停止となり、ワクチン接種記録システムのデータは、予防接種記録照会システムに移行しております。

なお、同システムに同日時点で保存したとされている接種記録データは、各自治体にて保存、管理している接種記録データが天変地異等の不可抗力により棄損及び滅失等の場合に備え、同日時点の状態のまま継続して保管されており、区は、国とミラボ社との契約に引き続き同意しております。

いずれの契約も不採択は行っておりません。

資料31ページをご覧ください。

5の特定個人情報の提供、移転について、番号法に基づく資料提供を行っております。

件数について、2件と記載がございましたが、正しくは1件となりますので、記載を訂正させていただきます。恐れ入ります。

各種予防接種の記録について、番号法第19条第8号別表第2に規定されている事務による照会の規定により、提供ができるとされている情報を他自治体から障害があった都度、情報提

供ネットワークシステムを介して提供しております。

資料32ページをご覧ください。

6、特定個人情報の保管について、予防接種記録照会システムから特定個人情報を取り出す際は、セキュリティー付きのUSBメモリーを利用しております。

利用後は、特定個人情報を含むファイルを消去し、施錠したキャビネット内においてUSBを管理保管しております。

紙媒体の申請書等について、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管しております。

また今回、新たに令和7年4月1日以降にガバメントクラウドへ移行するに当たり、予防接種記録ファイルをガバメントクラウド上、及び下記の条件で管理することを記載いたしました。

①サーバー等は、クラウド事業者が保存管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティー対策はクラウド事業者が実施いたします。

なお、クラウド利用者は、ISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティー管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとします。

ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018の認証を受けていること。

日本国内でのデータ管理を条件としていること。

②の特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存されます。

③特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されます。

地方公共団体の業務データは、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため、特定個人情報を消去することはありません。

④クラウド業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC 27001等に従って確実にデータを消去します。

⑤の既存システムにつきましては、文京区が委託した両備システムが既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになりますが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施いたします。

その他、団体内統合宛名システム、中間サーバープラットフォーム及びワクチン接種記録システムにおける措置については、従前と変更はなく、記載のとおりとなっております。

続いて、3、リスク対策についてご説明いたします。

資料34ページをご覧ください。

まず、2の特定個人情報の入手におけるリスクと非対策について、対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容として、最新の住民情報を管理している既存住基システムにより情報の移転を受けており、基準日時点で文京区に住所を有している対象者について、対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、転入届の届出期限である14日を経過したところに対象者を抽出しております。

また、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容として、予防接種記録照会システムにおいては、予防接種に必要な情報のみを取り込まれる仕様となっております。

ガバメントクラウドにおける措置につきましては、物理的対策と技術的対策をそれぞれ行います。

物理的対策につきましては、以下のとおりです。

1、ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティー制度、ISMAPのリストに登録されたサービスから調達することとしており、システムのサーバー等はクラウド事業者が保有管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っています。

2、事前に許可されていない装置等については、外部に持ち出しできないこととしています。

次に、技術的対策につきましては、以下のとおりです。

1、国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっています。

2、地方公共団体が委託したASP、地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準、1対1.0、令和4年10月デジタル庁（以下、利用基準と申します）に規定するASPをいいます。以下、同じです。

または、ガバメントクラウド運用管理補助者、利用基準に規定するガバメントクラウド運用管理補助者をいいます。以下、同じです。

ガバメントクラウドであらかじめ用意されている機能を利用することにより、ガバメントクラウド内のネットワークの管理、データの接続制御、データアクセスパターン等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行います。

3、クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティーの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃によるシステムダウンに対する対策を24時間365日講じます。

4、ASP業者は、ガバメントクラウドに対しウイルス対策ソフトを導入し、パターンファ

イルの更新を行います。

5、地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティーパッチの運用を行います。

6、ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された検疫ネットワークで構成いたします。

7、地方公共団体やASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者の運用視点から、ガバメントクラウドへの接続については、検疫ネットワークで構成します。

8、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じます。

その他のリスクに対する措置といたしまして、予防接種システムの利用には、ユーザーIDによる識別と生体認証及びパスワード認証を必要としております。

また、個人番号については、管理者権限を持つ一部の常勤職員を除いて、システムの画面上では非表示設定とする対策を取っております。

その他の措置の内容として、予防対策課では、特定個人情報へのアクセス及び操作ログの記録を行っております。毎月、アクセスログを確認し、不正なアクセスや利用が行われていないか確認を行っております。

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP、またはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有することとします。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応します。

また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとします。

なお、具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行います。

次に、36ページをご覧ください。

4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託契約書において特定個人情報は含

まれる契約であること。

また、事故発生時の区への報告義務や区の条例の遵守について明記しております。

37ページから40ページの記載内容は、既にご説明した内容と重複しますので、割愛させていただきます。

41ページをご覧ください。

8の監査につきまして、毎年、総務部総務課と企画政策部情報政策課からの依頼により、個人情報や特定個人情報の取扱いに係るセルフチェックシートによる自己点検を行っております。

また、監査対象課に指定された場合は、総務課及び情報政策課の実地検査を受けております。

9の従事者に対する教育啓発について、総務課や情報政策課が行う個人情報保護に関する研修等の受講を推奨しております。

10、その他のリスク対策については、資料35ページ、その他の措置の内容の項目でご説明させていただいた内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

予防対策課からの説明は以上でございます。

○情報政策課長 では、続きまして、情報政策課、野苅家より説明をさせていただきます。

資料の59ページでございます。

資料第1－5号をご覧ください。

こちらは、本区のシステム構成についてのご説明でございます。

総務省からの自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組む都の要請により、こちらの図のとおり、ネットワークを三層の構造としているところでございます。

これによりまして、インターネット側から区で保有する個人情報へのアクセスを遮断する仕組みを取っております。

こちらの構成図の一番上が基幹系ネットワーク環境でございます。

住民記録システムをはじめ、住民税や国民健康保険システムなど、多くの住民情報を扱っている環境でございます。

こちらでは、端末からの情報の持ち出しができない設定、例えばUSB等使用できないような環境としておりまして、住民情報の流出を徹底して防止をしているところでございます。

2番目が総合行政ネットワーク環境でございます。

LGWAN、ローカルガバメントワイドエリアネットワークと呼ばれておりまして、都道府県や区市町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域のネットワークでございます。

地方公共団体情報システム、J-LISと言っておりますが、こちらが運営しております、中央省庁間の広域ネットワークである政府共通ネットワークとも相互接続されております。インターネットから切り離された閉域のネットワークとなっております。

3番目がインターネットの関係でございます。

こちらでは、インターネットの接続口を都道府県単位で束ね、24時間体制の監査を実施するなど自治体情報セキュリティクラウドを構築し、情報セキュリティの対策を講じているところでございます。

なお、資料の右上に記載されておりますのが、ガバメントクラウドをイメージした図でございます。

こちらのほうに本日説明しております、いわゆる予防接種記録照会システムを移行するというものでございます。

なお、ガバメントクラウドの場合は、区的环境からインターネットから切り離された閉域の専用回線を利用して接続してまいります。

ガバメントクラウド上にはネットワークを接続するための環境を構築し、通信の整備を実施することにより、区の特定の端末だけがガバメントクラウド上の予防接種記録照会システムにアクセスができるということにいたします。

また、ガバメントクラウド上に運用管理する機能を構築することにより、クラウドの環境内の監視やログの取得等も実施をしてまいります。

予防接種記録照会システムをシステムの事業者が保守する際にも通信整備をして、この閉域の専用回線から接続をしていくということになります。

次に、他の行政機関との情報の連携についてでございます。

団体内統合宛名システムにおきまして、個別に保有している情報、氏名、住所などございますが、こちらを管理し、文京区内で個人を特定できる番号、団体内統合宛名番号が各個人に付番をされております。

この団体内統合宛名番号をキーとしまして、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じ、世帯の構成や所得など、他の行政機関とオンラインで情報照会、提供を行っているところでございます。

なお、情報連携の際は、マイナンバーそのものは使用しておりません。団体内統合宛名番号から返還され、暗号化された機関別の符号を用いているところでございます。

情報連携は、平成29年11月13日から本格運用を開始しており、これまで特段のトラブル

ルなく、円滑に運用ができる状況でございます。

ご説明は以上です。

○予防対策課長 恐れ入ります。先ほど説明した中で間違いがございましたので、訂正いたします。

資料31ページですが、先ほど2件、5の特定情報、個人情報の提供についての件ですけれども、2件を1件と訂正させていただきましたが、2件のままで間違いございませんでしたので、再度の訂正で申し訳ございませんが、訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上です。

○二瓶副会長 今のところで、実施機関から諮問第1号の説明を受けましたけれども、何かご質問、ご意見おありでしょうか。

じゃあ、関根委員、お願いします。

○関根委員 質問が長くなるので、資料を配布いたします。

公募委員の関根と申します。

細かいこの文章は、一つ一つの項目については、私、細かくは分かりません。

ただ、大きなところとして、リスク対策がどこまで行われているのかというのが、興味がございまして、質問事項と意見というのを書かせていただきました。

3行目のP18のリスク対策が、十分であると全てなっているんですけれども、その根拠は何なのかということが一つです。

具体的にいうと、特定個人情報の記録項目は100項目以上になると想定されていますけれども、その利便性に対して一度情報漏えいが起きますと、23万区民全体に対する重大なリスクが生じるため、個人情報関連システムの運用はでき得る限り安全性を高める必要があります。

これは皆さんそのとおりだというふうに認識しております。

再委託はしないから安心とか、区の職員にはセキュリティー教育をしてマニュアルを定めているから問題ないといったしつけでは安全性は担保できません。情報が漏えいするのは、人間が作業するから起こるものであり、うっかりであれ、故意であれ、漏れることができない仕掛けづくりが必要になると思います。

ガバメントクラウドのデータセンターでのセキュリティー管理は、先ほどご説明あったようになりかなりしっかりしている。もちろん、それは国が関与しているわけですから、そこは問題がないとしても、区内での作業においては、次のような管理運営が必要であると考えました。

開発は委託先に任せるとしても、データや情報、入力、保守、運用する場所は、区の職場内

で作業させる必要があると思います。

これは他のところでやると、どこで誰が何をしているかというのがコントロールできませんので、職場内で必ずやらせる必要がある。

そのためには、P 3 4 から 4 0 までのリスク対策では、作業場所のクリーンルーム化が必要になると考えました。

それには、入退室管理、持込み・持ち出し禁止、作業の透明化、陰圧が必要です。これはいわゆるクリーンルームは大体こういったところから構成されていると思います。

1 の 1、入退室は不正利用の可能性があるカードではなく、生体認証が必要である。

これは、先ほども生体認証をやっていると伺いましたんですが、シビックセンターの中に、そうしたクリーンルームのような場所があって、その中で行って、そこに生体認証があると考えればいいのかとは思いますが、この文だけを読んだ限りでは理解ができませんでした。

1 の 2 番の入退室管理については、情報漏えいの発覚には時間がかかります。ですので、今まで問題がないとおっしゃいますが、実は、もう情報漏えいしてしまっているけれども、それが発覚していないだけかもしれません。

そのようなことから、入退室管理の取得と長期保存が必要になると思います。

2 番目としては、私物の持込禁止を徹底する必要があり、かばん、P C、スマホ、メモリデバイス等の作業中の一時的な保管が必要であり、それには小型ロッカー、例えば、温泉に行ったときのような小さなロッカーでも構いませんし、かばんが入る程度のものであればいいんですが、そういったものを設置して、情報の持ち出しを抑止する必要があるであろうと思います。

さらには、作業者の持込チェックというのは、誰がどのようにしているのか、これがよく分かりません。

ですから、もしそれが発覚したときには、違反者に対しては、作業者の上司に報告し、即日出入り禁止するような厳しい措置が必要になると考えました。

3 番目は、作業の透明化ですけれども、ここでは監視カメラも一部あるようには聞いたんですが、作業状況が見えるようなテーブル配置や P C の配置にして故意の不正作業を抑止する必要があると思います。

常に監視カメラで見ているわけではないでしょうから、アプリがあれば、ちょっと見ていないというように背中を向けてやることもできるかもしれませんが、そういったことをやるとまずいんだよということを、やっぱりそれは監視カメラでもって抑止する必要があるんじゃないかというふうに考えました。

4番目の陰圧ですけれども、陰圧というのは何かトラブルが起こったときにそれが表に出ていかないということです。

だから、これはデータが外に出ないようにということでは、作業者が使用するPCはディスクレスにする必要があります。これも先ほどの課長さんのほうからお話ありましたが、ディスクレスとし、かつメモリデバイスが利用できないような、そういったPCがございますので、そういったものをクリーンルームの中に設置して、それで作業させるという形が必要かと思えます。

最後の陰圧の一つですけれども、個人情報には利便性よりも安全性を第一に考える必要があるため、データは一元管理するのではなく分散管理することで、情報漏えいした際の被害を最小限にする必要があるということで、これも個人管理番号みたいなものを持って、それを使っていると、先ほど野苺家さんのほうからお話ありましたが、そういったことで、やはり特定個人情報、これが絶対に出ないような仕掛けづくりというのが必要になるかというふうに考えました。

情報漏えいは、巨大地震と同様、いつか必ず起こるんだという前提で予防措置を実施し、安全運転を心がけて、事故発生時の対応策、これも検討しておく必要があるというふうに思って、今回、質問と意見として報告させていただきました。

以上でございます。

○情報政策課長 では、情報政策課の野苺家から回答させていただきます。

まず、貴重なご意見ありがとうございます。

情報セキュリティ対策での委託先の管理というのは非常に重要だという認識で、区も取り組んでいるところでございます。

今回のご指摘いただきましたご質問に、一つ一つお答えさせていただきたいと思っています。

まず、一つ目の入室のところですね。不正利用の可能性は・・・。

○関根委員 ごめんなさい。その前に、どういった環境で、こちらのシビックセンターの中では、どういった環境があつて、そこで作業を完結するんだという形になっているのか、を教えてください。

○情報政策課長 かしこまりました。失礼しました。

まず、[REDACTED]にマシン室と、あとパンチ入力の一部屋がございます。主にデータ入力はそこで一括して運用しているというところでございます。

その上で、これからお話しするところのご説明ということでございます。

まず、そこにマシン室、パンチ室、入室のところでございますけれども、こちらは生体認証が今行われておりまして、具体的には指紋認証ということで実施をしているところでございます。

1の②、情報漏えいの発覚には時間がかかることがある、入退室記録の取得と長期保存というところでございますけれども、こちらのマシン室への入退室の管理簿がございまして、こちらは長期保存をしております。監視カメラも設置しているところでございます。

なお、管理簿については5年保存ということで行っておりまして、カメラの記録も5年保存ということで運用しているところでございます。

2の①、私物の持込禁止ということで、小型ロッカーを設置して情報の持ち出しを抑止する必要があるということで、こちらにつきましても、例えばパンチ入力室に入る場合、ロッカーが手前にございまして、そちらにスマホ等は一括して入れて、スマホは部屋に持ち込まないという運用をしているところでございます。これはマシン室も同様ということでございます。

3番の監視カメラで作業状況が見えるようなテーブルやパソコンの配置にし、故意の不正作業を抑制するというところでございますけれども、先ほど申し上げました監視カメラも設置をしてございまして、死角がないようにということで運用しているところでございます。

監視カメラは10台程度設置をしているというところでございます。

4の①、パソコンはディスクレスとし、かつメモリデバイスが利用できないようにということで、こちら、そのとおりでございまして、データの持ち出しができないように、端末は原則として記録媒体の利用ができないという運用をしているところでございます。

最後、4の②でございます。

データを一元管理するのではなく分散管理というところでございますけれども、データのシステムを運用している場所と別の場所でバックアップは取っているところございまして、[REDACTED]とまた別のところでバックアップを保管するということでリスク管理をしているというところでございます。

以上でございます。

○関根委員 ちょっとごめんなさい。最後のところだけ。

データバックアップの話ではなくて、特定個人情報と全てが紐づいてしまっているような情報があると、それが仮に漏えいしたときに全てが持ち出されてしまうので、そうではなくて、先ほど野村家課長がおっしゃった個人番号みたいなものは、また別につけて、それを中間サーバーから渡すようなことおっしゃっていましたが、そういった形での見え方しかできない

ような管理をしていただいたほうが、安全性が高いのかなということで話をしたということで。

○情報政策課長 ありがとうございます。

今、予防接種のシステムとは、システムの国が定める標準化の仕様の中ではご説明のとおりでございます、今、私が申し上げたのは標準化以外の特定個人情報を扱うシステムというのが当然でございます。

そこが今、十分かということ、ご指摘のとおり完全にはシステム標準化の仕様以上はないというところも実際ございますので、そこは私どもの課題として受け止めているところでございます。

○関根委員 ありがとうございます。

○二瓶副会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○後藤委員 よろしいですか。

○二瓶副会長 まず、後藤委員のほうからお願いします。

○後藤委員 地域情報化研究所の後藤省二と申します。

まず、冒頭、大変丁寧な説明を、これだけご説明いただくのは、なかなか大変だと思います。

内容も詳細に見比べたわけではないのですが、以前に重点項目で評価の点検をさせていただいたときの資料から大分記述がこなれてきたのかなというふうに思っております。

全面的に見直しをしていただいたようです。これも大変だったと思います。ありがとうございました。

ちょっと何点か質問をさせていただきますけれど、1対1で簡単にお答えいただければ結構でございます。

まず、この予防接種のシステムですけれども、ガバメントクラウドへの移行というのは、いつを予定しておられますか。

○予防対策課長 令和8年の1月を予定しております。

○後藤委員 令和8年の1月、ありがとうございます。

これは、事業者は公表はしていないんですって。

○予防対策課長 ご説明しました両備システムズです。

○後藤委員 両備がシステムを作っているということですね。

ガバメントクラウドの事業者は、どちらにというのは、これは公表できますか。

○情報政策課長 まだ予定でございますけれども、AWSを予定しております。

○後藤委員 これは両備さんがやる場合はAWSになっているという、そういうイメージでよろしいですか。

○情報政策課長 両備もAWSになります。

○後藤委員 分かりました。

それから、しきい値の認識の問題なんです。

文京区さんの人口が23万4,900人で、そこはベースにしてということで判断をされたというご説明でございました。

予防接種の記録は、私の記憶ですと、過去、文京区の住民として予防接種をして、現在は転出をしたとか、場合によっては死亡した人もあるかもしれませんが、過去のものをかなり持っておられるのではないのかと思うのですが、それはいかがでございましょうか。

○予防対策課長 おっしゃるとおりです。

○後藤委員 ざっくり言って、その辺の件数とかを見て、このしきい値の判断のときに参考にしていただけますでしょうか。

○予防対策課長 参考にしています。

○後藤委員 している。結構です。

特に予防接種の記録は、結構古いものまで持っている場合があるので、結構な人数になる可能性がありまして、これも時々システムのデータの件数を拾うのはそんなに難しくないはずなので、実際にシステムのデータがどのくらい、何件ぐらいあるのかというのを拾ってみて、そこで判断の参考にされるとよろしいかというふうに思いました。

それからVRSのシステムは終了したのですが、役割を終えて終了したのですが、これは国の説明なんですけれども、天変地異があったときのために残していくんだよという、これは国の説明ですよ。

天変地異があつて、自治体のシステムが壊滅的な被害があつたときにVRSだけは別のところで確保しちゃうからコロナのワクチン接種の記録だけが残っているんだよという、そういう国の説明だと思うのですが。

仮に文京区さんのシステムが大きな被害を受けて、いろんなところに支障が出ているときに、コロナのワクチン接種の記録だけ国で残っていてどうするのだろうねというのは、本当は気になるところなんですね。ここはあまりそれ以上言いません。国のスタンスとして、どうしてVRSを照会システムという形でずっと残すのかなというのは、ちょっと気がかりなところであったりします。

もちろんVRSの記録にあったところについては、文京区さんの予防接種の記録のシステムのほうにデータとしては引き継いであるはずですね。

○予防対策課長 はい。

○後藤委員 そこは確認したかったので、お尋ねをしました。

それから、ガバメントクラウドの運用管理の事業者があるんですね。

○情報政策課長 はい。

○後藤委員 これについては、委託の形式になりますか。

○情報政策課長 業務委託になりまして、運用管理は各ASPデータが担う運用管理補助者と、あとガバメントクラウドの総合運用管理補助者を別に立てまして、どちらも業務委託により実施してまいります。

○後藤委員 この予防接種の関係について見ると、恐らく両備。

○情報政策課長 両備システムズ。

○後藤委員 そうですね。

○情報政策課長 はい。

○後藤委員 この運用管理の事業者のほうも、運用管理ですから全体的にデータのファイルに接触をしたりということがあろうかと思しますので、これはちょっと国側の保護委員会の形式立てつけの上の問題なのかもしれませんが、委託事業のところで、例えば30ページのところに両備さんが委託先という形で出ていますが、これはシステムの管理の委託ですね。システムの管理の委託。

○情報政策課長 そうです。

○後藤委員 ガバクラの運用の支援のところの委託の部分が、多分今のデザイン、点検していても書くところが多分まだないのかな。

○情報政策課長 そうですね、ないですね。

○後藤委員 そうですね。この辺の辺りは、ちょっと何かの機会のときに、文京区様から国の個人情報保護委員会に問題提起的に同じぐらいのウエートで扱ってもいいのではないかといったことは言っていただいてもいいと思いました。

○情報政策課長 ありがとうございます。

○後藤委員 あとは、34ページのところで、将来のネットワークの問題でございます。

59ページにもネットワークの絵がありました。

先ほど野苅家課長様のほうからもご説明があったように、いわゆる特定個人情報、個人番号

系の事務については、厳密に分離されている。いわゆるLGWAN系のネットワークも、それはそれで一つ単独にある。それからインターネット系が一つ単独にある。

近年、こういう形でばらばらになっていると、インターネットを使って何かの仕事をするときに非常に効率が悪いという、そういう欠点もございまして、最近は皆様はご存じでしょうけれども、セキュリティーを担保しながら少し効率的に事務処理を進める側のデザインに寄せた、例えばベータダッシュと呼ばれるデザインだとかというのがあったりします。

文京区さんの場合には、今後そういうことについてもご検討されるのかどうかをちょっと確認しておきたいと思います。

○情報政策課長 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりでございまして、ローカルブレイクアウトということで、どのシステムかということは今検討中でございますけれども、LGWANを越えてインターネットの世界とつながるということで、業務効率化するということは、今、検討しているところでございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

この辺り、基本的には文京区様のデザインが変わるときにはまたちょっと、それとこの既存のPIAとの関係のところも念のため確認をしていただけるとよろしいと思いました。

○情報政策課長 はい、おっしゃるとおりです。

○後藤委員 それから、先ほど関根委員から、すみません、私は全然こうした準備ができていなくて申し訳ありません。

大変適切などと言えますか、大事なお意見が出ておりますので、特に委託でないからということとで安心しないでというようなことのご指摘もしておられる。これは大変もったいなことだと思います。

全てのことを疑いながらいろんな状況に対処していく、システムの面でも基本的にこれは大丈夫だと頭から決めつけない。いわゆるゼロトラストという言葉が最近よく使われますけれども、それを前提としたシステムを作ったり、ネットワークを作ったり、仕事を運用していく上でもそういうことを行っていくということを、ぜひ基本にしていっていただけたらと思いました。

以上でございます。長くなりました。

○二瓶副会長 ありがとうございます。

堀委員、お願いします。

○堀委員 公募委員の堀です。よろしくお願いします。

コロナワクチンで大変にお世話になりまして、ありがとうございました。

私からは、簡単にちょっと不明な点があったので。32ページのガバメントクラウドにおける措置の⑤番ですが、大体、新システムに移行されますよね。旧システムの話なのですが、そのシステムは今後まだ他の目的で使われるつもりか、あるいは廃棄されるつもりなのか。

廃棄の場合は、多分、特定個人情報が残っているものだと思うので、誰が委託業者なのか、あるいは開発業者なのか、あるいは庁舎の人間なのか、誰が、いつ、どのような処理をされる予定なのか、ここがちょっと気になったので教えていただきたく思います。

○情報政策課長 機器につきましては、現行のシステムについては7年度いっぱい利用が終了いたしますので、その時点で現行機器を運用管理している事業者さんにデータ消去していただきまして、機器を返却するという形になります。そういう形でデータは消去されてまいります。

○堀委員 ありがとうございました。

データの例えば一部改修とか、そうしたときも今の運用業者さんが回収、消したりするという作業を行っておられるのですか。

○情報政策課長 はい。今は現在の両備システムズが行っております。

○堀委員 そのときは、庁内の人間の方をどなたか一緒に、あるいは、これは両備システムズに預けてしまう。そういう形ですか。

○情報政策課長 庁内のものが必ず立ち会うようになっております。

○堀委員 それは庁舎の中で、両備システムズの作業員が来て、処理をするのを監視しているという形ですか。

○情報政策課長 そうですね。おっしゃるとおりです。

○堀委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○二瓶副会長 ほかにご質問、ご意見をお願いします。この件についての適合性妥当性については、特に問題ないということによろしいでしょうか。

○二瓶副会長 それでは、審議会としての意見がまとまりましたので、ありがとうございます。

1点だけ。今、XXXXXXXXXXと特定されたのですが、議事録公開の関係で、これは問題ないんですかね。もしあれだったら、そこだけ議事録から削除したほうがよろしいければ。

○情報政策課長 そこは非公開にして、この場の理解を深めていただくためのご説明でござい

ますので、議事録からは後ほど削除させていただきます。

○関根委員 一度希望者に中を見せていただくことは……。

○二瓶副会長 そうですね。何回か前のときに、委員で実際に見れば早いという話が出ていたことがあって、ただZoomのときだったので、なかなか難しいなということではあったので。

○情報政策課長 趣旨は、私もご理解できますので検討させていただいて、また何かの機会でご返事させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○二瓶副会長 どうもありがとうございました。

○藤懸委員 すみません。よろしいですか。

○二瓶副会長 よろしくをお願いします。

○藤懸委員 これは議事録とかに残さなくても全く問題ないんですけど、以前のベネッセさんというところが、個人情報がかかり流出していたときに、お子さんを持っている家族宛てに1,000円分のクオカードみたいなもので謝罪みたいな形でお配りしたと思うのですが、今企業ではそのための保険みたいなのが、あらかじめ保険に入っておいて、そういう支出があったときにそれで賄えるみたいなものがあるのですが、そのようなものが入っていたりするのですか。それはお答えできなければ、別にお答えしなくても。本件とあまり関係ありませんので。

○総務課長 総務課のほうからお答えさせていただきます。

自治体賠償の総合保険というのがございまして、そちらの個人情報が漏えいした場合の特約というところに加入しておりますので、万が一そういった事案が起きた場合には、その保険が適用になればということになりますけれども、一応そういった意味での保険には加入しているという状況でございます。

○藤懸委員 それは区の費用で加盟。

○総務課長 おっしゃるとおり公費で加入しております。

○藤懸委員 分かりました。ありがとうございます。

○二瓶副会長 ありがとうございます。

○総務課長 では、ありがとうございます。では、恐れ入りますが、こちらの諮問事項の所管課の職員は、ここで退席とさせていただきます。ありがとうございました。

(所管課職員 退席)

○二瓶副会長 それでは、諮問に対する答申について、案文を事務局が用意していただいていますのでお配りさせていただきます。

答申案文を読み上げていただけますか。

○総務課長 はい。かしこまりました。

では、皆さんにお配りしました答申案文を読ませていただきます。

まず答申の項番１は、本件の諮問事項となっております。

続きまして、項番２になりますが、審議会の結論といたしまして、本件諮問にかかる特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適正に行われているものと認められる。こうした結論で書かせていただいております。

次にその理由でございますが、まず（１）の適合性につきましては、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は１０万人以上３０万人未満となっており、取扱者数は５００人未満である。

また評価実施機関において、過去１年間以内に特定個人情報に関する重大事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は重点項目評価の対象である。

また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっているとともに、評価の実施時期についても適切に行われており、指針に適合したものとなっている。なお、評価書上にセキュリティー上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

裏面になりまして、（２）妥当性につきましては、当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、保管、提供、委託及び提供、移転、並びに情報提供ネットワークシステムとの接続、保管、消去といった特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の信頼の未然防止及び区民の信頼確保という評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、項番２、審議会結論のとおり判断するというので、案文を作らせていただきました。よろしくお願いいたします。

○二瓶副会長 ありがとうございます。何かご意見ございますでしょうか。

なければ、それではこれで答申とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○総務課長 ありがとうございます。答申案文につきましては、第三者点検を受け、修正なしまたは第三者点検の指摘による修正を加えていることを前提とした案文となっております。

したがいまして、第三者点検による修正の指摘があった場合は、案文の取扱いとしては指定事項の修正がなされたものであることを前提に、各委員に答申案文をご確認いただきたく考えてございます。よろしくお願いいたします。

3 議事（諮問第2号）

○総務課長 では、次の諮問第2号の審議に移らせていただきます。説明のために所管課職員が同席をさせていただきます。しばらくお待ちください。

（所管課職員 入室）

○総務課長 それでは、同席する職員をご紹介します。

田口健康推進課長でございます。

○健康推進課長 田口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく担当の山崎保健係長でございます。

○保健係長 山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 担当職員の秋山でございます。

○保健係 秋山と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 次に、大塚保健サービスセンター所長でございます。

○保健サービスセンター所長 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 改めてとなりますが、情報システムの所管課からの野苺家情報政策課長でございます。

○情報政策課長 改めてよろしくお願いいたします。

○総務課長 担当の梅田主査でございます。

○IT推進担当主査 よろしくお願いいたします。

○総務課長 よろしくお願いいたします。

それでは、赤いラベルの資料、諮問第2号の健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務の重点項目評価の詳細について、所管課より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長 それでは、私から健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報の評価についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

健康推進課からは、事務の流れや特定個人情報の取扱いなどについてご説明いたします。

重点項目評価に新たに加わったガバメントクラウドに関する記載内容につきましては、先にご審議いただきました予防接種法による予防接種の実施等に関する事務と同様の記載内容となっておりますので、ここでのご説明は割愛させていただきます。

事務の流れについて、資料に沿ってご説明させていただきます。

資料第2の1号。ページの番号で行きますと、資料の1ページをご覧ください。

評価書名は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務。担当部署は、健康推進課及び保健サービスセンターでございます。評価実績機関名は、文京区長となっております。なお、評価署内にセキュリティ上のリスクがある部分はないため、非公開とした部分はございません。

重点項目評価を行うに至った経緯でございますが、がん検診システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年3月末までに国が定める標準化基準へ適合したシステムを利用することとされております。また、標準準拠システムについて、地方公共団体情報システム標準化基本方針で、ガバメントクラウドの利用が努力義務とされており、がん検診システムについて、現行システムからガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を予定しております。ガバメントクラウドへの移行は、特定個人情報を取り扱う環境の変更となり、令和7年4月からの移行に先立ち、特定個人情報保護評価を行うものでございます。

次のページで、2ページをご覧ください。

1の特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要ですが、健康推進課では、健康増進法による健康増進事業として、大腸がん、肺がん、胃がん、子宮がん、乳がんの五つのがん検診のほか、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査を実施しております。また、保健サービスセンターでは、骨粗鬆症検診を実施しており、これらの検診をがん検診システムで管理しております。マイナンバーとの連携をしているのは、このがん検診システムとなり、2の特定個人情報ファイル名は健康増進情報ファイルでございます。3の個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携にかかる根拠法令は、記載のとおりとなります。

資料の3ページになります。2、しきい値判断項目をご覧ください。

対象については、資料2ページの事務の概要を合わせてご覧いただきたいと思います。各検診によって、対象者の年齢設定や条件がございます。大腸、肺がん検診及び胃がんのX線検査は40歳以上の方、胃がん検診の内視鏡検査は50歳以上の偶数年齢の方で、X線とどちらかを選択していただきます。子宮がん検診が20歳以上の偶数年齢の女性、乳がん検診が40歳

以上の偶数年齢の女性となっております。

次に歯周疾患検診が20歳から70歳までの5歳ごとの年齢の方と76歳、81歳の方、肝炎ウイルス検査は40歳以上の方で初めて検査をする方、もしくは医師が必要と認めた方、骨粗鬆症検診は20歳から70歳までの5歳ごとの年齢の女性でございます。

しきい値判断における対象人数の考え方は、実人数によるカウントとなっております。対象者年齢が一番多いのは子宮がん検診で、20歳以上の偶数年齢の女性となっておりますが、翌年度に本年度の奇数年齢だった方も対象となるため、20歳以上の女性全てを対象として算定しますと、令和6年4月1日時点では子宮がん検診の対象者は10万3,383人となります。また、他の検診の対象となる方もおりますが、文京区の人口が約23万3,000人であり、30万人を超えることはないことから対象人数は10万人以上30万人未満となるものでございます。

次に2、特定個人情報ファイルの取扱者数ですが、令和6年4月1日時点での検診担当の健康推進課保健係の職員が、会計年度職員を合わせて7人、また骨粗鬆症検診事業に従事する職員が保健サービスセンターで32人、合計39人となりますので、取扱者数は500人未満となります。最後に過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故は発生しておりません。

以上のことから、3、しきい値判断結果として、本事務は基礎項目評価及び重点項目評価を実施となったものでございます。

では、ここから本事業に関する具体的な事務の流れについてご説明いたします。

少し飛びまして資料の9ページをご覧ください。

本ページに記載の1の②事務の内容及び、2のシステム1の②システムの機能を中心にご説明いたします。

がん検診システムは、令和元年度から稼働していきまして、システムにて受診情報の管理などを行っております。また、胃がん内視鏡検査、子宮がん、乳がんについては、受診券も区が作成し、5月下旬頃に個別送付するため、受診履歴の確認、検診対象者の抽出、受診券の出力などを行っております。なお、大腸がん、肺がん、胃がん、X線検査は毎年受診可能であることから、医療機関に受診表を備え付けるとすることで、受診券の発送等は不要としております。

検診は、地区の医師会へ委託して実施しております。検診が始まりますと、月ごとに各医師会などから請求書と受診結果表が送付されてきます。検診の委託費の支払いをするとともに、検診結果をがん検診システムへ入力してまいります。なお、一部の検診において、検診結果データのパンチ入力委託も行っております。この作業を毎月繰り返しまして、がん検診システム

に受診券の発送履歴と検診の受診履歴が蓄積され、国や東京都へ報告する統計データとして数的に処理されるほか、受診券を紛失した方の再発行や、ご本人からの受診履歴の確認の問合せに対応しております。

次に歯周疾患検診ですが、がん検診と同じく検診対象者をシステムで抽出し、受診券を個別に送付しています。検診は、地区の歯科医師会へ委託して実施しております。受診結果表の集計やシステムへの入力作業は、がん検診と同様の流れで行っております。

次に肝炎ウイルス検査ですが、40歳の方及び、40歳以上で一度も検査を受けたことがない。または検診の結果、医師が必要と認めた方に血液検査を行います。こちらも地区医師会へ委託して実施しており、受診結果表の集計やシステムへの入力作業はがん検診と同様の流れで行っております。

最後に骨粗鬆症検診です。20歳から70歳までの5歳ごとの女性が対象で、対象者を抽出して受診券を送付するのではなく、希望者が事前申込の上、受診します。区役所3階の健康センターで実施しております。現在は、受診結果を紙カルテで管理しており、システム化していない事務ですが、システム改修により受診結果を電子化することを予定しております。

以上が各種検診の事務の流れとなります。

続きまして、2、特定個人情報ファイルの概要についてご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。

④記録される項目について。個人番号のほか、氏名、性別、生年月日、住所の基本4情報、連絡先、健康医療関係情報などを保有しております。各種検診の記録項目の詳細については、29ページから35ページ辺りで記載しております。保有開始日は、令和4年1月です。

少し戻って、13ページをご覧ください。③の特定個人情報の入手、使用について。住民記録情報を戸籍住民課から、全住所地での検診結果を他自治体から、検診結果を委託先の検診実施医療機関から対象者の特定作業を行うことを目的として、それぞれ紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステムから入手しております。

14ページをご覧ください。④特定個人情報ファイルの取扱いの委託について。委託事項1ががん検診システムの保守、回収業務、及び委託事項2、情報提供ネットワークシステムへ登録する副本データの作成を行う検診データ標準化対応保守委託の2件をいずれも株式会社両備システムズへ委託しております。

委託先におけるリスク対策については、後ほどご説明いたします。

15ページをご覧ください。⑤特定個人情報の提供、移転について。情報提供ネットワーク

システムを介して、健康結果情報を他の市区町村へ提供することとなる旨を記載しております。

16ページをご覧ください。⑥特定個人情報の保管について。文京区では、以前は健康増進情報ファイルを磁気ディスクで複製しており、サーバー室に保管しておりましたが、令和7年4月以降はガバメントクラウド上で管理することになります。冒頭申し上げましたとおり、ガバメントクラウドに関する記載内容につきましては、先に示してありました予防接種の実施に関する事務と同様となりますので、ここでのご説明は割愛させていただきます。

サーバー室では、団体内統合宛名システムが管理されており、サーバー室への入室は入退室カードの利用申請を行った上で、カードを用いて入退室を行います。また、サーバー室内には防犯カメラなどによって記録をしております。バックアップデータについては、データセンターにて保管しております。

続きまして、3、リスク対策についてご説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。まず、2、特定個人情報の入手におけるリスク対策について、対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容としては、最新の住民情報を管理している既存住基システムより情報の移転を受けており、基準日地点で文京区に住所を有している対象者について対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、届出期限である14日を経過した頃に対象者を抽出しています。

また、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容としては、①受診表の記載項目を必要最小限とし受診に不要な書類などは受理しないこと、②がん検診システム上において、検診に必要な情報のみが取り込まれる仕様となっております。

その他のリスクに対する措置として、検診結果登録処理値はダブルチェック体制を取ること、受診券は住民票上の住所地以外では原則として送付しないこと、システム利用にはユーザーID、パスワード、指紋による認証としていること、マイナンバーは実務上使用しないためシステムの画面上では非表示設定とする対策などを取っております。

次に19ページをご覧ください。③特定個人情報の使用におけるリスク対策について、がん検診システムの稼働するLANはインターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できません。また、がん検診システムにおいては、個人番号の照会、検索権限は付与されておらず、画面上表示されない仕組みとなっております。先ほどのご説明と重複しますが、権限のない者によって不正に使用されるリスク対策として、システム利用にはユーザーID、パスワード、指紋による認証と認証後のユーザー利用権限を必要最小限に制限することで不正利用が行えない対策を行っております。その他、特定個人情報ファイルが不正に複

製されるリスクや従事者が事務外で使用するリスクに対する対策については、評価書に記載のとおりでございます。

20ページのほうに移りますが、特に特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの2点目、システムのバックアップデータについては、サーバー内に保管されておりますが、保守委託先のSEはデータの移動などは行えるものの、データそのものの閲覧権限は付与されておりませんので、特定個人情報を閲覧することはございません。

4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託については、委託契約書内において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定もあります。なお、再委託については行っておりません。

少し飛びますが、25ページをご覧ください。8、監査についてでございます。毎年、総務部総務課と企画政策部情報政策課からの依頼により、個人情報や特定個人情報の取扱いにかかるセルフチェックシートによる自己点検を行っております。また、監査対象課に指定された場合は、総務課及び情報政策課からも実地監査を受けております。

9、従事者に対する教育啓発について。総務課や情報政策課が行う個人情報保護に関する研修の受講、受託事業者からの契約においては、特定個人情報が含まれることをあらかじめ明示した上で、番号法などの遵守及び秘密保持にかかる内容を含む契約を締結することで、委託事業者を含めた職員に対する教育や啓発を行っております。

以上、簡単ですが、健康推進課からの説明は以上となります。

○総務課長 所長からは特にないですか。

○保健サービスセンター所長 特にないです。

○情報政策課長 最初の諮問の1の予防対策課のシステムと同様のご説明になりますので、情報政策課からは、改めてのご説明はございません。

○二瓶副会長 ありがとうございます。

では、実施機関から諮問第2号の説明を受けましたけれども、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

○後藤委員 後藤でございます。これはしきい値の判断のところ、くどいのですが、念のための確認でございます。

今日、諮問されている評価書の内容で言うと、例えばがん検診が大腸がんとか肺がん、胃がんというふうに様々ながんが入っている。対象者の捉え方としては、文京区の住民登録をしている方の人数をベースにというご説明でございました。

ということは、例えば一人の後藤省二という人間がいて、その大腸がんの記録がある、胃が

んの記録があるというような、それは1件として数えるというそういうイメージでよろしいですか。つまり、自然人に合わせていくのか、それとも個別の業務の記録ごとのデータの件数で判断をするのかということを、念のためはっきりさせておいたほうがいいのかと思いましたので、ちょっとお尋ねをいたしました。

○健康推進課長 ありがとうございます。それぞれ、検診項目ごとに別々にカウントしていますので、例えば私が一つで複数のを受けたとしても、それぞれ胃がんで一つ一人、肺がんで一人というふうなカウントをしています。

○後藤委員 今回の30万人以下という判断は、その胃がんの方の人数と肺がんの方の人数と、全部足した人数になるんですかね。それとも、そうではなくて。

質問者の認識としましては、確かに個別に、肺がんとか胃がんとかそれぞれのがん、あるいは、この中で言うと歯周疾患の方もいらっしゃるし、肝炎のウイルス検査の方もいらっしゃるということで言いますと、全部足し上げると結構な人数になる。恐らくシステム的には一人の、例えば文京太郎さんのデータに、レコードに対して、具体的に胃がんの検診の結果がどうかとか、肝炎ウイルスの結果がどうなのかというような形の記録をされているという認識をしております、そういう意味で言うと、あくまでも自然人である対象者の方の人数を拾って、それが30万人以下であるという、そういう整理をしておられるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○健康推進課長 すみません。私の説明が間違っていました。

委員がおっしゃるとおり、自然人の数で数えております。

○後藤委員 はい。ありがとうございます。

○関根委員 資料29ページのほうにありますね。

○後藤委員 ありがとうございます。失礼いたしました。きちんと読めていなくて。29ページは項目ですね。

○関根委員 これは基本情報として世帯番号や、個人の氏名が書いてありますけれども、その次のページぐらいにも大腸がんとか、肺がんとかという検診がありますので、まず個人をキーにして。

○後藤委員 ベースのところは一つで、それに対して肺がんがあったりと。

○関根委員 というふうに、これを見れば、そういうふうになります。

○後藤委員 ありがとうございます。

○健康推進課長 申し訳ございませんでした。

○二瓶副会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ないようであれば、適合性妥当性については大丈夫ということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは審議会としての意見がまとまりました。ありがとうございます。

○総務課長 では、こちらで恐れ入りますが、所管課の職員は一旦退席とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

(所管課職員 退席)

○二瓶副会長 では、答申について、案文を事務局に用意していただいていますので、お配りください。

では、読み上げていただければと思います。

○総務課長 かしこまりました。では、お手元の答申文のほうを読み上げさせていただきます。

まず項番の1、諮問事項でございますが、本件健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における重点項目評価の第三者点検についてとしてございます。

続きまして、項番の2の審議会の結論でございますが、先ほどの予防接種のほうと全く同一の文面となっております。説明は割愛させていただきます。

また、項番の3の理由のうち、(1)の適合性について、及び、裏面の(2)妥当性について、こちらも先ほどの予防接種法による事業の内容と全く同一ということで答申文を書かせていただきました。ご説明は以上でございます。

○二瓶副会長 ありがとうございます。何かご意見、ありますでしょうか。

では、これを答申とさせていただきます。ありがとうございました。

4 その他

○二瓶副会長 最後に、ほかに何かございますでしょうか。

お願いします。

○関根委員 今回、本件とは直接関係ないんですけども。また5分くらいかかってしまいましたが。

関根でございます。情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に対するご提案ということで、ちょっと長いんですけども提案させていただきます。

審議会のやり方を変えよう。関連部署の全員がそろって審議会に出席し、資料に沿って議事

進行をする方法では場所の確保や時間の制約もあり、効果的ではないと思います。ですから、各委員は、我々ですけれども、審議会開催の事前に資料を読んでおき、不明点や疑問点や意見をメールで総務部に送信します。先ほど関根がお送りしましたような、そういった意見、不明点の質問ですね。そういったものを総務部のほうに送信します。総務部がそれぞれの担当部署に展開後、その回答を審議会で報告するという、いわゆる国会運営方式ですね。テレビでやっているような。ああいった形にすることで会議の進行がスムーズになると思います。

もちろん、回答に対する再質問や関連質問は会議の席上で行えばよいと思います。これにより、会議の進行がスムーズになるだけでなく、事前質問のなかった関連担当部署の方々が会議に参加をしなくてもよくなり、時間の無駄が解消でき、業務効率の向上が図れます。

この際、また資料も、次のところになってしまうのですけれども、プロジェクターの利用をすることによって、もう少し効率的な議事進行ができるのではないかと、プロジェクターの利用等も活用していただきたいと思います。

また、資料の配付はやめよう。私が理解できるシステム運用の部分だけを斜め読みするのに1時間かかりました。この分厚い資料全文を読んで、内容を理解した委員がそれほど多くいるとは思えません。これは私の誤解かもしれません。

また、変更後の記載という内容を読んでも、それが妥当かどうかの判断はしようがありません。第何十何号が第何十何号に変わりましたと言われても、私にはそれが何の意味なのか分かりません。資料の提供は必要ですが、全文を配付することは無駄ですから、開催通知と諮問書と添付資料一覧表だけを送っていただいて、全文はパスワードつきで事前に区のサイトに掲示するのがよいと思います。これにより、用紙代、コピー代、取りまとめ、ホチキスで留めるような取りまとめ時間、あとは郵便代などの事務諸経費が削減できます。

会議はリモートにしよう。文京区でも区民部や教育推進部などで働き方改革を推進されていますが、今回の会議開催案内の日程調整依頼の時間帯、これはほとんどが18時以降でした。これを見ても、残念ながらなかなか働き方改革が浸透していないというふうに思われました。区の職員をはじめ、委員の方々は年度末でお忙しいことと思われるこの時期に、移動時間を取られる対面での会議がなぜ必要なのか理解できません。この時期でないとまずいのであれば、リモート会議にすべきです。また、時間の設定もあと30分早く開催していただければ、帰宅するのに「Bーぐる」の利用も可能です。どうしても対面会議が必要なら、業務時間内に開催していただきたいと思います。これにより、働き方改革に対する総務部のリーダーシップが評価され、皆さんがご家族と一緒に夕食が取れ、さらに残業代も削減できます。

最後に、議事録はツールに任せよう。議事録作成を人手でやるのは、書き起こしや不要な言葉の整理などで膨大な時間を取られます。最近では、聴覚障害者のために音声から逐次文書化しているアプリ、「こえとら」という無料のアプリですけれども、そうしたものの音声データから議事録を作成してくれるサービスが多数提供されており、そうしたマイクを通した言葉がそのまま文書に書き起こされるという仕掛けがたくさん出てございますので、議事録作成にはこのような便利なツールを活用していただきたいと思います。これにより、職員の皆さんが煩雑な作業から解放され、本来業務である企画、提案、考察、評価をする時間が増え、よりよい職場並びによりよい区民生活ができるようになって考えて提案させていただきました。

本件につきましては、4月末まで結構ですから、文書でこうしますとか、これはこういうことで無理ですとか、何かそういったご回答をいただければありがたいということで総務部のほうに苦言を呈させていただきました。

関根、以上でございます。

○二瓶副会長 ありがとうございます。今の関根委員のご意見、ご要望に対して、委員のほうから何か補足とかがあれば。

ないですかね。これは、関根委員から事務局のほうへの要望ということですので。

○関根委員 皆さんからも何かご意見があれば伺いたいなと思いました。

○二瓶副会長 特にございませんかね。なさそうであれば、そこはご意見として今後検討していただくということでよろしくお願いします。

○総務課長 かしこまりました。貴重なご意見ありがとうございます。

我々のほうで内容は検討させていただき、改めてご回答という形でさせていただきたいと考えておりますが、いずれも会議の運営につきましては、我々のほうでも円滑な運営ですとか、そういったことについては従前ほかの会議でもちょっとやってございますけれども、今回久々にリモートではなく、皆さんにお集まりいただきました。それは、趣旨としては、やはり当然リモートでも会議ができるところもございますが、改めて皆さんも一堂に会していただき、円滑な内容、活発なご議論をいただくために、久しぶりにこういった皆様にお集まりいただいたという趣旨がございますので、そういった会議の運営に関しては、引き続き我々のほうでどういった形がよいかは検討してまいりたいと考えております。

また、議事録のところの作り方ですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、便利なツールが今出ておりますので、そういったものは使っていきたいと考えております。それによって、職員の残業時間等が減るですとか、働き方改革が進むですとか、そういったことは我々のほう

でも認識してございますので、そういったものも検討していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○関根委員 さすが総務部だねというような感じで、運営していただけるといいんじゃないかなと思います。よろしくご検討をお願いします。

○総務課長 かしこまりました。

○二瓶副会長 ほかにはございませんか。

○総務課長 本日は、ご審議をいただきありがとうございました。

今後の審議会の予定でございますが、今回は例年開催する令和7年5月頃に、定例の報告ということで予定をしております。詳細な日時につきましては、改めて事務局から日程調整をご連絡させていただきたいと存じます。